

## ◎国会職員の育児休業等に関する法律

### の一部を改正する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第六号(衆))

#### 一、提案理由(平成二十二年三月四日・衆議院本会議)

○小坂憲次君 たいだいま議題となりました国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間が改定されたことに伴い、国会職員についても、育児短時間勤務職員の勤務時間を改定するものであります。

本案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、参議院議院運営委員長報告(平成二十二年三月三十一日)

○西岡武夫君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

げます。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間について改定を行うとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。